

桶川市財務会計システム
サービス提供に係る公募型
プロポーザル実施要領

令和6年8月

桶川市企画財政部財政課

目次

1. 事業概要	1
(1) 業務名称	1
(2) 業務内容	1
(3) 参加資格	1
(4) 上限価格	2
2. プロポーザルの実施スケジュール	2
3. 参加意思表示	2
(1) 参加表明書の提出	2
(2) 参加承認通知	3
4. 質問及び回答	3
(1) 質問の提出	3
(2) 質問の回答	3
5. 提案関係書類	3
(1) 提出書類	3
(2) 企画提案書作成要領	4
(3) 提案見積書作成要領	4
(4) 機能要件一覧回答要領	4
6. プレゼンテーション実施概要	5
(1) 実施内容	5
(2) 結果通知	5
7. 選定	5
(1) 選定機関	5
(2) 評価基準	5
8. 提案者の失格	6
9. 契約の締結	6
10. その他の留意事項	6

1. 事業概要

本プロポーザル実施要領は、桶川市財務会計システムサービス提供業務を発注するにあたり、複数事業者からの提案内容を比較検討し、桶川市の示す条件に合致したシステムの調達を図るためのものである。

(1) 業務名称

桶川市財務会計システムサービス提供業務

(2) 業務内容

桶川市財務会計システムサービス提供に係る公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、この仕様書は業務成果として求める最低限の仕様を標準として示すものであり、提案者の独自提案の内容を制限するものではない。

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加する場合は、参加表明提出時まで下記要件を満たすものであること。

- ① 平成31年4月1日以降、国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を元請として受注した実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 本市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 公募開始日から契約締結までの期間に、桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領（令和2年桶川市告示第77号）により、入札参加停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 公募開始日から契約締結までの期間に、桶川市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年桶川市告示第46号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていないものであること。
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ⑧ プライバシーマークや情報セキュリティーマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティー基準の認証を受けていること。

(4) 上限価格

上限価格 ¥55,000,000 (消費税相当額を含む)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルの審査は、次表のとおり実施する。

No	項目	期限等
1	公募の開始	令和6年8月19日(月)
2	質問書の提出期限	令和6年8月23日(金) 午後5時まで
3	質問書の回答	令和6年8月30日(金)
4	参加表明書提出期限	令和6年9月6日(金) 午後5時まで
5	参加承認通知 (提案関係書類提出依頼)	令和6年9月11日(水)
6	提案関係書類の提出期限	令和6年9月30日(月) 午後5時まで
7	プレゼンテーション	令和6年10月上旬
8	優先交渉権者決定	令和6年10月中旬

3. 参加意思表示

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加の意思がある者は、次の提出書類を期限までに提出するものとする。提出期限後の参加表明書は受け付けることができない。

なお、参加表明後、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

① 提出書類

- 1) プロポーザル参加表明書(様式第3号)
- 2) 会社概要書(様式第4号)
- 3) 業務実績調書(様式第5号)
- 4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)の写し
※ 発行日が提出日前3か月以内のもの。
- 5) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
※ 発行日が提出日前3か月以内のもの。
- 6) プライバシーマーク登録証の写しや情報セキュリティーマネジメントシステム(I SMS)の資格証の写し等セキュリティー基準の認証を受けていることを証明するもの。

② 提出期限 令和6年9月6日(金) 午後5時まで

- ③ 提出先 桶川市企画財政部財政課
- ④ 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送すること。
※ 郵送は簡易書留郵便とし、提出期限までに到着すること。

(2) 参加承認通知

参加表明書等の提出があったときは、参加資格について確認し、その結果を当該参加表明書を提出した者に通知するものとする。なお、結果の通知は令和6年9月11日(水)を予定している。

提案資格が認められた者は、企画提案書等を提出することができる。

4. 質問及び回答

(1) 質問の提出

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、「質問書」(様式第1号)を作成し、以下のとおり電子メールにて送付すること。

- ① 提出期限 令和6年8月23日(金)午後5時まで
- ② 提出方法 電子メールにて送付するものとする。
※ 件名を『【財務会計プロポーザル質問書】社名』とすること。
※ 必ず電話で受信確認等を行うこと。
- ③ 提出先 zaimu@city.okegawa.lg.jp
- ④ 提出様式 質問書(様式第1号)

(2) 質問の回答

質問の回答は、各社からの質問事項をすべて取りまとめ、参加事業者に電子メールにて回答するものとする。なお、質問及び回答の内容は本市HPにて公表する。

回答の送付は、令和6年8月30日(金)を予定している。

5. 提案関係書類

(1) 提出書類

- ① 提出書類(各書類正本1部、副本6部及び、提出書類を格納したCD-Rを1枚提出すること)
 - 1) 企画提案書等送付書(様式7号)
 - 2) 業務実施体制書(様式8号)
 - 3) 機能要件一覧(様式9号)
 - 4) 見積書(様式10号)
 - 5) 企画提案書(任意様式)
- ② 提出期限 令和6年9月30日(月)午後5時まで

- ③ 提出先 桶川市企画財政部財政課
- ④ 提出方法 上記提出先へ持参すること。
期限までに提出がない場合は、採点を行わない。

(2) 企画提案書作成要領

- ① 企画提案書は、別紙「企画提案書記載項目」に従い作成すること。特に、記載項目の順序は、別紙「企画提案書記載項目」の順序と同一とすること。
- ② 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できる内容とすること。
- ③ 企画提案書は、A4版、横書き、両面印刷にて作成すること。
- ④ ページ数は、50ページ以内で作成すること。(表紙と目次はページ数に含めない。)
なお、図面等補足資料でA3用紙を使用する場合は、A4版に織り込むようにし、1ページとしてカウントすること。
- ⑤ 各ページには、ページ番号を記載すること。
- ⑥ 文字の大きさは、10ポイント以上とすること。
- ⑦ CD-Rに保存するファイル形式は、PDF形式とする。

(3) 提案見積書作成要領

- ① 提案見積書の別紙様式を使用すること。
「見積書(様式10号)」
- ② 提案価格は、日本円、消費税込みで表記すること。
- ③ 提案価格は、導入に係る経費、運用に係る経費(令和7年10月1日～令和12年9月30日まで)の総額を記載すること。
- ④ CD-Rに保存するファイル形式は、PDF形式とする。

(4) 機能要件一覧回答要領

- ① 機能要件書は、別紙「機能要件一覧」に回答を記載すること。
- ② 機能要件一覧の回答要領は、要件毎に以下の基準にて回答すること。
※ 現時点：令和6年7月末現在とする。

項目	回答	回答基準
機能要件書 対応状況欄	○	標準機能で対応可能な機能 カスタマイズは要するが提案金額内で対応可能な機能 現在は機能を有していないが、運用開始時には標準機能として対応可能な機能
	△	代替機能により対応可能な機能(備考欄に代替案を記載すること。)

③ CD-R に保存するファイル形式は、Microsoft Excel で編集可能な形式とする。

6. プレゼンテーション実施概要

(1) 実施内容

提案事業者は、企画提案内容のプレゼンテーション及び本業務の調達システムのデモンストレーションを実施する。

① 場 所 桶川市役所

② 実施日時 令和6年10月上旬

※ 実施日時の詳細は、プロポーザル参加者が確定後、別途通知する。

③ 実施時間 プレゼンテーション30分（説明20分、質疑10分）

デモンストレーション150分（説明120分、質疑30分）

合計180分

④ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。

⑤ 「機能要件一覧」で「△」と回答した項目は代替機能のデモンストレーションを行うこと。

⑥ 質疑の際に審査委員が追加のデモンストレーションを求めた場合は、実施すること。

⑦ 会場及びプロジェクター、スクリーンは当市が準備するものとし、説明用PC・資料は提案事業者にて準備すること。

(2) 結果通知

プレゼンテーションの結果については、令和6年10月中旬以降に通知する。

7. 選定

(1) 選定機関

桶川市財務会計システムサービス提供業務の選定は、桶川市財務会計システムサービス提供事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）により行う、審査委員会の事務局は、企画財政部財政課が当たる。

(2) 評価基準

提案の評価については、「桶川市財務会計システムサービス提供に係る公募型プロポーザル評価基準」に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、その提案内容の詳細を確認し、最も優れた提案を行った事業者から順に優先交渉の相手方としての順位付けを行う。

8. 提案者の失格

提案者又はその提出した企画提案書等の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- ① 実施要領等に示された条件に適合しない場合
- ② 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③ 企画提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 審査の公平を害する行為や信義に反する行為があった場合
- ⑥ 提案者が桶川市業務委託契約約款（平成23年桶川市告示第193号）第21条第10号アからキのいずれかに該当している場合
- ⑦ 失格に相当する事由があると市長が認めた場合

9. 契約の締結

優先交渉権者と企画財政部財政課とで、必要に応じて事業内容について協議し、契約を締結するための仕様内容の調整を行う。契約締結は、令和6年11月以降とする。

なお、仕様の調整において双方合意に至らない場合は、次点となった事業者と「仕様の調整」を行い、これを契約者とする場合がある。

10. その他の留意事項

本事業における注意事項を以下に示す。

- ① 提案事業者は、複数の提案を行うことはできない。
- ② 本プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- ③ 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。なお、提出書類は、企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。
- ④ 提出された書類は、一切返却しない。
- ⑤ プロポーザルに関する問い合わせは、以下のとおりとする。

桶川市役所 企画財政部 財政課

〒363-8501 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号

TEL 048-788-4905（直通）

FAX 048-787-5409

e-mail zaimu@city.okegawa.lg.jp

以上